日野町告示第18号

日野町広告事業実施要綱を次のように定める。

平成21年2月5日

日野町長 藤澤直広

日野町広告事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、町の公有財産、物品、町が発行する印刷物その他町の保有する資産 (以下「町有資産」という。)およびイベント等の事務事業を広告媒体として活用し、 民間企業等の広告を掲載し、または掲出することにより、民間企業等との協働により町 の新たな財源を確保し、もって住民サービスの向上および地域経済の活性化を図ること を目的とする。

(定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
 - (1) 広告媒体 以下に規定する町有資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
 - ア 町の公有財産
 - イ 町の物品
 - ウ 町が発行する広報誌、封筒、冊子、パンフレットその他これらに類するもの
 - エ 町のホームページ
 - オ 町が実施するイベント等の事務事業
 - カ その他広告媒体として活用できる町有資産で町長が定めるもの
 - (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載または掲出することをいう。

(広告掲載の基準)

- 第3条 広告が次の各号に掲げるもののいずれかを内容とし、または内容の一部に含むものであるときは、当該広告を広告掲載の対象としない。また、広告掲載中において、当該広告が次の各号のいずれかに該当するに至った場合にあっても、また同様とする。
 - (1) 法令その他に違反するものまたはそのおそれがあるもの
 - (2) 公の秩序または善良の風俗に反するものまたはそのおそれがあるもの
 - (3) 基本的人権を侵害するものまたはそのおそれがあるもの
 - (4) 政治性または宗教性のあるもの
 - (5) 特定の主義主張および係争中の声明広告
 - (6) 個人または法人の意見広告および名刺広告
 - (7) 良好な美観または風致を害するもの
 - (8) 消費者保護または青少年保護の観点から適切でないもの
 - (9) 懸賞広告またはクーポン付き広告
 - (10)町の品位を損なうようなもの
 - (11) 当該広告事業の内容を、町が推奨しているかのような誤解を与えるもの
 - (12)前各号に掲げるもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でないもの
- 2 広告が次の各号に掲げる業種または事業者に係るものであるときは、当該広告が前項 の広告掲載の対象としない広告でないものであっても、当該広告を広告掲載の対象とし ない。広告掲載中において、当該広告がこれらの業種または事業者に係るもののいずれ かに該当するに至った場合にあっても、また同様とする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第 2号に規定する暴力団
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による文部科学省または都道府県知事の認可を受けていない専修学校および各種学校
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に該当するものまたはこれに類似するものに係る業種または事業者
- (4) 貸金業法 (昭和58年法律第32号) 第2条に規定する業種または事業者
- (5) 法律に定めのない医療に類似する行為に係る業種または事業者
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続または会社更生法(平成14年法 律第154号)による更生手続中の事業者
- (7) 過去1年以内に建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく営業停止の行政処分を受けた事業者または国、滋賀県および日野町から指名停止の行政処分を受けた事業者
- (8) 町税等の滞納がある事業者
- (9) 前各号に掲げるもののほか、広告記載の対象とすることが適当でない業種または事業者
- 3 町長は、広告掲載の公平性、中立性および透明性を確保するため、第1項各号に掲げる内容に係る基準を別に定める。

(広告掲載の実施)

- 第4条 町長は、広告掲載を実施しようとするときは、広告媒体ごとに、その性質に応じて次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 広告媒体の種類
 - (2) 広告掲載の規格、位置、枠数および期間
 - (3) 広告掲載の募集方法および選定方法
 - (4) 広告掲載料または広告掲載に係る予定価格
 - (5) 前各号に掲げる事項のほか、町長が必要と認める事項

(広告掲載の申し込み)

- 第5条 町有資産に広告を掲載しようとする者(以下「広告掲載希望者」という。)は、 日野町広告掲載申込書(別記様式第1号)に掲載しようとする広告案を添えて町長に提 出しなければならない。ただし、広告媒体ごとに、別に広告掲載申込書を定めたときは、 当該様式によるものとする。
- 2 広告案の作成に要する経費は、広告掲載希望者が負担するものとする。 (広告掲載の審査および決定)
- 第6条 町長は、前条に規定する申込書の提出があったときは、第3条に規定する基準に より広告掲載の可否について審査する。
- 2 町長は、前項の審査により、適当と判断された広告について速やかに掲載を決定しなければならない。この場合において、広告掲載希望者が第4条の規定により町長が定める枠数を超えているときは、次に定める順位により決定する。
 - (1) 第一順位 国(独立行政法人を含む。) および地方公共団体(公社および地方独立 行政法人を含む。) の広告
 - (2) 第二順位 住民生活に関連する公共的性格を有する私企業および自営業で、町内に 事業所を有するものの広告
 - (3) 第三順位 前各号に掲げるもの以外の広告

3 町長は、前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、日野町広告掲載決定(否決定)通知書(別記様式第2号)により、広告掲載希望者に通知しなければならない。 ただし、広告媒体ごとに、別に広告掲載決定(否決定)通知書を定めたときは、当該様式によるものとする。

(公有財産の使用に係る手続き)

第7条 広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、当該広告掲載を行う 広告媒体が公有財産である場合にあっては、広告掲載の前に日野町公有財産事務取扱規 則(昭和39年日野町規則第7号。以下「規則」という。)に定める必要な手続きを経な ければならない。

(広告掲載料の納付)

第8条 広告主は、町長が指定する期日までに、広告掲載料を一括納付するものとする。 ただし、町長が特別に認めたときは、この限りでない。

(広告掲載料の返還)

- 第9条 広告掲載料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、町 長は、その全部または一部を返還することができる。
 - (1) 広告主の責に帰さない事由により広告を掲載することができなかったとき。
 - (2) その他町長が特に返還する必要があると認めたとき。
- 2 前項の規定により返還する広告掲載料には、加算金を付さない。

(広告掲載料と行政財産目的外使用料および普通財産貸付料との関係)

第10条 広告主は、日野町行政財産使用料条例(平成17年日野町条例第3号)の規定による行政財産に係る使用料を納付する場合、または規則の規定による普通財産に係る貸付料を納付する場合においても、第7条に規定する広告掲載料を納付するものとする。

(広告主の責任)

- 第11条 広告主は、広告の内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理、第三者に不利益を与える行為その他不正な行為を行ってはならない。
- 2 広告主は、広告掲載後、その責めに帰すべき理由により、第三者および本町に損害を与えた場合は、広告主の責任および負担において解決しなければならない。

(広告掲載の取消し)

- 第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告の掲載を取り消すことができる。
 - (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
 - (2) その他町長が広告掲載が適当でないと判断したとき。
- 2 町長は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、広告主にその旨書面で通知しなければならない。

(審香機関)

- 第13条 町長は、第6条の審査および決定ならびに前条の広告掲載の取消しに関し、広告 掲載の内容等について疑義が生じた場合において、広告掲載の可否等を審査させるため、 日野町広告審査委員会(以下「審査会」という。)を設置する。
- 2 審査会の委員長は総務政策主監を、委員は企画振興課長、税務課長、商工観光課長、 上下水道課長、生涯学習課長および総務課長をもって充てる。

- 3 委員長は、滋賀県屋外広告物条例(昭和49年滋賀県条例第51号)第6条に基づく許可 が必要な屋外広告に関する審査の場合は、第2項に定める委員に、建設計画課長を加え ることができる。
- 4 委員長は、前2項に定める委員のほか、広告媒体または審査する内容に関連する課の 課長等を、臨時の委員として加えることができる。
- 5 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第14条 審査会の会議は、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。
- 2 委員会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、その会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、審査会の会議に広告掲載に係る町有資産を所 管する課長等の出席を求め、その意見または説明を求めることができる。
- 6 委員長は、町の広報誌およびホームページに掲載する広告に関する審査の場合は、審 査会の会議に広報およびホームページを所管する課の職員の出席を求め、その意見また は説明を求めることができる。

(会議結果等の報告)

第15条 委員長は、前条の規定により会議を行ったときは、速やかに会議の経過および結果を町長に報告するものとする。

(庶務)

第16条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、広告事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に 定める。

付 則

この告示は、平成21年2月5日から施行する。

日野町広告掲載申込書

				年	月	日
日野町長	あて					
	申込者	住所				
		<u></u> 氏 名				,
						ED
		TEL				
		FAX				
		E-mail:				
	本件担当者	氏 名				
		連絡先				
		記				
1 由共之公》中	H- H+ H- (=+ \1)	7 51-	- 1 2° 4 1 1			
_	告媒体(該当箇所を 有財産(ナェックして	.くたさい)			
□ 町の物)			
	行する印刷物(,)		
	ームページ ()		
□ 町が実	施するイベント等の	事務事業 ()
□ その他	()			
2 掲載希望時期	(該当箇所をチェッ	クしてくださ	(/ V			
□ 4月か	ら6月(月)					
□ 7月か	ら9月(月)					
	ら12月 (月)					
□ 1月か	ら3月(月)					
3 広告掲載料見	積金額等					
広告掲載料見	積金額は、金		円(消費税)	および地方注	肖費税を	含む。)
とします。		7 B ()	出 イ以) - ・ ・ ・ ・ ・ ・		A 1: \	→ ====
注)広告掲載 とします。	料見積金額は、	力 円 (消	ず柷および地	万消費棿を	宮む。)	を卜阪

年 月 日

様

日野町長印

日野町広告掲載決定(否決定)通知書

	年	月	日付り	けで申	し込み	をし	へただ	きま	した、	日野町	の広告	片媒体	~ O	広告
掲載につき	きまして	ては、7	下記の	とおり	決定し	まし	たの	で、	日野町	広告事	業実施	拖要綱	第 6	条第
3項の規定	Eにより	通知し	ます。											

- 記 1 決定の区分 □ 掲載決定 □ 掲載否決定(否決定の理由:)2 広告媒体 (1) 名 称 (2) 規格、発行部数、配布先等 別添のとおり 年 月 日 (3) 発行予定日 3 広告掲載内容 別添のとおり 年 月 日から 年 月 日まで 4 広告掲載期間 5 広告掲載料等 (1) 広告掲載料 円 (消費税および地方消費税を含む。) 年 月 (2) 納付期限 日 (同封の納入通知書により、指定の金融機関等にて一括納付をお願いします。)
- 6 広告掲載原稿の提出
 - (1) 提出方法
 - (2) 提出期限 年 月 日
 - (3) 提出先
- 7 その他